

# 第3部 弁護士業務改革と活動領域拡充に向けた現状と展望

## 第1 司法改革推進上の業務改革の意義と課題

### 1 司法改革推進上の業務改革の意義

法友会の政策として、従来から弁護士の使命としての「基本的人権の擁護」及び「社会正義の実現」を掲げ、そのための具体的方策を考えてきた。しかし、2001（平成13）年6月に公表された司法制度改革審議会の意見書は、弁護士の使命を上記のものにとどめることなく、司法全体のあり方に関わる大きな問題としてとらえ、健全な司法を実現するための弁護士の業務改革を要請した。その後、司法制度改革推進本部（2001〔平成13〕年12月から2004〔平成16〕年11月まで）が設置され、現在までにその意見書の内容がその組織での具体的検討を経てほとんど実現されている。

そこで、同審議会の意見書での弁護士業務に対する要請を以下にまとめ、最終的に司法制度改革推進本部でどのように実現がなされたのかをまとめた。今後とも弁護士、弁護士会、そして法友会としては、どのように制度の改革をするべきか、その是正を含め、検討すべきである。

### 2 審議会の要請とその実現

#### (1) 総論

① 法曹は、いわば「国民の社会生活上の医師」として、国民の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することを役割とすることが必要である。

② 司法制度改革の3本柱である「国民の期待に応える司法制度」「司法制度を支える法曹のあり方」「国民的基盤の確立」を実現するためには、主体としての弁護士がその改革を支えるべきであり、そのためにはさらに弁護士の業務を含めた全般的な弁護士に関する改革がなされなくてはならない。

#### (2) 各論

##### ① 弁護士の社会的責任の実践

〈意見書〉国民の社会生活、企業の経済活動におけるパートナーとなるべく資質・能力の向上、国民とのコミュニケーションの確保に努めなければならない。同時に、「信頼しうる正義の担い手」として通常の職務を超え、「公共性の空間」において正義の実現に責任を負うとい

う社会的責任を自覚すべきである。そのため、プロボノ活動、国民の法的サービスへのアクセスの保障、公務（裁判官、検察官）への就任、後継者養成への関与などで貢献すべきである。

〈実現内容〉 弁護士から裁判官への登用の増加、民事調停官・家事調停官の創設、日本司法支援センターの創設、行政における公務員募集など。

## ② 弁護士の活動領域の拡大

〈意見書〉 当時の弁護士法30条での公務就任の制限、営業許可を届出制にし、自由化すべきであり、活動領域の拡大に伴う弁護士倫理のあり方を検討し、弁護士倫理の遵守を確保すべきである。

〈実現内容〉 弁護士法30条の制限を届出制に改正、弁護士会における弁護士職務規程の新規創設など。

## ③ 弁護士へのアクセス拡充

〈意見書〉 法律相談センターなどの設置の推進をし、弁護士へのアクセスを拡充すべきであり、地域の司法サービスを拡充する見地から、国又は地方公共団体の財政的負担を含めた制度運営を検討すべきである。

〈実現内容〉 日本司法支援センターの創設、弁護士会の公設事務所の開設、法律相談センターの増設・専門化等の充実、保険による弁護士費用を実現化した「日弁連リーガル・アクセス・センター」の設置、国・自治体・民間会社等の組織内での弁護士の活動を容易にする制度設計など。

## ④ 弁護士報酬

〈意見書〉 弁護士報酬は、透明化・合理化を進めるためにも、報酬情報の開示、報酬契約書の義務化、報酬説明義務などを徹底すべきである。

〈実現内容〉 弁護士法から弁護士会の報酬規定の整備義務を削除し、報酬を自由化した。弁護士会の規定で、報酬契約書の義務化、報酬説明義務化、報酬情報の開示を定める。報酬情報としては、日弁連では、事案ごとの報酬アンケートの結果を公表し、報酬の目途として公表しているが、その役割に疑問が出されている。現状では、弁護士報酬をドイツのように法律で決めるということも念頭に置きつつ、どのように決めていくことが国民にとってよいのか、再度検討が始まっている段階である。

## ⑤ 弁護士の情報開示

〈意見書〉 弁護士の専門分野、実績も広告対象として認めるよう検討し、弁護士の情報開示を一層進めるべきである。

〈実現内容〉 東弁会では、弁護士の情報提供制度が創設されたが、日弁連の「ひまわりサーチ」という名称で弁護士情報提供サービスが開始されたことにより、東弁独自の制度から日弁連の制度へと発展的に解消された。国民の要請の強い弁護士の専門分野情報に関しては、東弁

で専門認定制度を創設すべきとの意見をまとめたが、日弁連では、研修制度等の整備が十分ではない現段階では時期尚早との結果となった。現在、日弁連をはじめとして専門研修が数多く実行されるようになっている。

#### ⑥ 弁護士の執務体制の強化

〈意見書〉法律事務所の共同化・法人化、共同化・総合事務所化への推進、専門性強化のために研修の義務化、継続的教育を実行すべきである。

〈実現内容〉弁護士法の改正により、弁護士法人の設立が可能となった。専門性強化のための研修は、行政法関係、税務関係、知的所有権関係、労働関係等について東弁で開始され、日弁連でも開始されている。継続教育面では、東弁では倫理研修を義務化している。東弁でも日弁連でも、インターネットを通じたオンデマンド方式による研修ができるようになっており、昨年度からは有償であったネット研修が無料化されている。

#### ⑦ 弁護士の国際化、外国法事務弁護士等との提携・共同

〈意見書〉国際化時代の法的需要への対応のため、専門性の向上、執務体制の強化、国際交流の推進、法曹養成段階での国際化への対応、外国法事務弁護士との特定共同事業の要件緩和、発展途上国への法整備支援の推進をすべきである。

〈実現内容〉弁護士法、外国弁護士特別措置法の改正により、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業が解禁され、外国法共同事業を認め、その範囲での報酬分配を認め、外国法事務弁護士による日本の弁護士の雇傭を認めるなどの改正がなされた。

#### ⑧ 隣接法律専門職種の利用

〈意見書〉司法書士、弁理士への一定の範囲での一定の能力担保措置を条件とし、訴訟代理権の付与、税理士の訴訟における意見陳述権、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などの隣接法律専門職種については、その専門性を活用する必要性、その実績が明らかになった段階での訴訟への関与の仕方を検討すべきである。

〈実現内容〉司法書士への簡裁訴訟代理権の付与、弁理士の弁護士との共同での代理権付与など。

#### ⑨ ワンストップ・サービス

〈意見書〉ワンストップ・サービスの実現のため、弁護士と隣接法律専門職とが協働するための方策を講じるべきである。

〈実現内容〉協働できる事務所の設置を可能とする解釈は、もともと存在するが、各種の業種の特徴による制限を踏まえた上で、弁護士特有の守秘義務、利益相反業務の禁止、非弁護士との報酬分配の禁止などの義務との整合性を保ちつつ協働化がどう進められるかの議論を進め、その協働化を進めることができるようになった。

#### ⑩ 企業法務などの位置付け

〈意見書〉司法試験合格後、企業など民間で一定の実務経験を経た者に対しては、法曹資格を与えるための具体的条件を含めた制度整備をすべきである。

〈実現内容〉弁護士法の改正により、司法試験に合格した後、①国会議員となった者、②官として又は民間にあって一定の法律業務に携わっていた者に対して、日弁連の研修を経た上で、法務大臣の認定を受けることにより弁護士資格が認定される制度となった。

#### ⑪ 特任検事・副検事・簡易裁判所判事の活用

〈意見書〉特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の専門性の活用の検討。特任検事への法曹資格付与のための制度整備をすべきである。

〈実現内容〉特任検事に対しては、弁護士法の改正により、司法試験の合格者ではないものの、日弁連の研修を受けることにより、法務大臣の認定で、弁護士資格が認定されることとなった。

### 3 政府のもとの有識者懇談会等における議論の状況

#### (1) 有識者懇談会等における議論の状況

2013（平成25）年7月16日、法曹養成制度関係閣議決定は、「閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る」こととし、これを受けて、同年9月24日、法務省のもと、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下、「有識者懇談会」という。）が、座長を大島正太郎氏とし、田島良昭氏、岡野貞彦氏、泉房穂氏を構成員として、設置された<sup>1</sup>。

この有識者懇談会の設置は、2013（平成25）年6月26日に答申された、法曹養成制度検討会議取りまとめ（以下、「検討会議取りまとめ」という。）<sup>2</sup>が、法曹有資格者の活動領域の「更なる拡大を図るため」「新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設けることを提言したことを受けて、決定されたものである。

検討会議取りまとめは、「司法制度改革審議会意見書が、『法の支配』を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された」にもかかわら

---

1 法務大臣決定「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について」（2013〔平成25〕年9月24日）。

2 法曹養成制度改革検討会議「取りまとめ」（2013〔平成25〕年6月26日）。

ず、「その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」として、このような答申を行った。つまり、有識者懇談会は、2001（平成13）年に答申された司法制度改革審議会意見書の趣旨を前提としつつ、その後10年以上を経過した時点で、我が国の法曹の活動の範囲が同意見書が予定した段階に至っていない、との問題意識にもとづき、これを克服すべく、設置されたものといえる。

そして、2013（平成25）年10月11日には、有識者懇談会のもとに、座長を田島良昭氏として、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下、「国・地方自治体・福祉等分科会」という。）<sup>3</sup>が、座長を岡野貞彦氏として、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下、「企業分科会」という。）<sup>4</sup>が、座長を大島正太郎氏として、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下、「海外展開分科会」という。）<sup>5</sup>が、それぞれ設置された。これら3つの分科会もまた、検討会議取りまとめが、「企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである」としたことを受けて、設置されたものであった。

以上のような経緯や使命ゆえに、有識者懇談会及び上記各分科会は、以下のような特徴をもつとあってよい。

① 法曹養成制度改革の議論の流れのなかで設置されたことにより、法曹養成制度改革の議論、具体的には、ほぼ同時期に設置された法曹養成制度改革推進会議の議論のスケジュールや内容と連動することが運命づけられ、その設置期限を、法曹養成制度改革推進会議に合わせ、2015（平成27）年7月と定められた<sup>6</sup>。

---

3 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について」（2013〔平成25〕年10月11日）参照。

4 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について」（2013〔平成25〕年10月11日）参照。

5 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定「法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について」（2013〔平成25〕年10月11日）参照。

6 法務省決定「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について」（2013〔平成25〕年9月24日）参照。

② これまでの活動領域拡大に関する議論に実効的成果が乏しかったとの反省からか、分科会のもとでは、具体的な試行方策を進めることが期待された<sup>7</sup>。

③ 法務省とともに、日弁連が、共催者として、分科会の事務遂行に責任を負うこととなった。

こうした特徴を有した有識者懇談会及び上記各分科会では、およそ1年半の間、それぞれに議論や取組が進められた。そして、2015（平成27）年2月9日の有識者懇談会（第5回）においては、それまでの各分科会での議論を踏まえた有識者懇談会としての取りまとめ骨子案が承認され、さらにこれを受け、同年4月には、3つの分科会において、分科会としての取りまとめ案が議論された。

こうした議論を経て、2015（平成27）年5月18日に開催された最終回の有識者懇談会では、各分科会の取りまとめが報告され、これをふまえた形で、同月25日付で有識者懇談会としての取りまとめ（以下、「取りまとめ」という。）が完成した。取りまとめは、法務省ホームページに公開されている（<http://www.moj.go.jp/content/001146527.pdf>）が、その概要を、3つの分科会に対応して述べれば、以下のとおりである。

国や自治体に任用され活動する弁護士の数は、地方自治体で常勤職員として勤務する法曹有資格者が、2015（平成27）年3月現在で、64の地方自治体において合計87名となるなど、増加傾向にある（なお、2016〔平成28〕年6月現在では、75の地方自治体において合計98名に増加）。これを前提としつつ、取りまとめは、「今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために」、日弁連が、「自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組」や、「自治体における政策法務や福祉の分野について、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する」ものとし、他方、自治体や福祉機関の側においては、「それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される」とした。

日本組織内弁護士協会の統計によると、企業内弁護士の数は、2014（平成26）年6月には619社において1,179名となっており、増加傾向にある（なお、2016〔平成28〕年6月現在では、847

---

7 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について」（2013〔平成25〕年10月11日）、同「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について」（2013〔平成25〕年10月11日）、同「法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について」（2013〔平成25〕年10月11日）では、「試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施する」ものとされている。

社において1,707名に増加)。取りまとめは、これを前提としつつ、「こうした企業の分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するため」、例えば、日弁連が、「企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について、企業への情報提供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げていくこと」「その採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や、キャリアパスに関する情報を調査した上、各種の媒体を通じて、法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図ること」が求められるとし、法科大学院においては、「企業法務に関する科目の設置、企業におけるエクスターンシップ、法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待される」とした。

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しても、これまで、日弁連において、日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携の下、各地の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組（日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度）を行い、法務省において、東南アジアの国々において、現地の法執行の状況や、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施する取組などを行ってきた。これを前提としつつ、取りまとめは、今後、法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために、例えば、日弁連は、「日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、身近にいる弁護士や関係機関を窓口として、様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みの構築を検討し」、「法科大学院においては、法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むこと」が期待され、法務省においては、「内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている『国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議』の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う」などとしている。

以上の取りまとめは、2015（平成27）年5月28日開催の第21回法曹養成制度改革顧問会議に報告され、同顧問会議での議論を経て、同年6月30日付けの法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（首相官邸ホームページ法曹養成制度改革推進会議第3回会合開催状況 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso\\_kaikaku/dai3/siryoku4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso_kaikaku/dai3/siryoku4.pdf)等参照）の第1で言及された。

同推進会議決定においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要」とされ、法務省において、「法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向

けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する」ことや、日弁連及び各地の弁護士会において、「前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進すること」や、最高裁判所において、「司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ること」が期待されている。

## **(2) 法曹養成制度連絡協議会等における協議の状況**

同推進会議決定が出されたことをもって、法曹有資格者の活動領域の拡大を議論していた有識者懇談会や分科会のみならず、法曹養成制度改革について2013（平成25）年9月以来集中的な議論をしていた法曹養成制度改革推進室、法曹養成制度改革顧問会議はその任務を終えたが、同推進会議決定「第6 今後の検討について」に明記されたことを踏まえ、法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制」（法曹養成制度改革のための連絡協議体制）を定め、同推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図るべく、法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局の両部局からなる法曹養成制度改革連携チームを構成するとともに、2015（平成27）年12月14日から、最高裁判所及び日弁連の参集を得て、議事に応じて必要がある場合は関係府省庁その他の関係機関・団体にも出席を求めての法曹養成制度改革連絡協議会が開催されている。

活動領域拡大に向けた協議としては、2016（平成28）年末現在までに、同年3月18日開催の第3回、同年10月17日開催の第5回、2017（平成29）年5月19日開催の第7回法曹養成制度改革連絡協議会において取組の報告や意見交換がなされており、引き続き活動領域拡大に向けた取組の継続・発展に努めることが望まれる。

## **4 日弁連における活動領域拡大に向けた取組み**

以上述べたとおり、有識者懇談会及び3つの分科会が設置され、そこでの議論が進められるのと時期を同じくして、2014（平成26）年2月、日弁連において、法律サービス展開本部の設置が承認され、同年2月29日には、同展開本部のキックオフ的な意義をもつ、シンポジウム「未来をひらく 弁護士のチャレンジ」が開催された。

この法律サービス展開本部には、国・地方自治体・福祉等における活動領域拡大に対応するものとして、自治体等連携センターが、企業における活動領域拡大に対応するものとしてひまわりキャリアサポートセンターが、海外展開に対応するものとして国際業務推進センターの各組織が立ち上げられ、既に言及したように、各センターにおいて、分科会の議論等に対応しつつ、それにとどまらない精力的な活動を進めてきている。

こうした日弁連の取り組みは、2015（平成27）年5月に有識者懇談会等が終了した後も、当然のことながら鋭意続けられている。

例えば、自治体等連携センターは、条例部会、福祉部会のほか、公金債権部会、外部監査・第三者委員会部会といった部会を立ち上げ、各分野に関する自治体等との連携の取り組みを進めるとともに、自治体向けのアンケート調査や、弁護士会の行政連携の体制について調査を行い、各地でシンポジウムを開催し、全国の弁護士会に対し、行政連携メニューの作成や連携体制の構築を求めるといった活動を進めてきた。さらに、国、自治体への職員としての弁護士の任用をさらに促進するため、各地で任期付公務員登用セミナーや求人説明会を開催するなどの活動も進めてきているところである。

ひまわりキャリアサポートセンターは、企業及び企業内弁護士へのヒヤリングを継続的に行っているほか、企業向けの弁護士採用に関する情報提供会の実施、司法修習予定者を対象とした就職活動ガイダンスの開催など、企業で活躍する弁護士の拡大を目指す取組を進めている。また、企業内弁護士向けの研修会や、女性企業内弁護士向けのキャリアアップセミナーを実施するなど、企業で活躍する弁護士を支援する試みを行っている。

国際業務推進センターは、国際室等と連携しながら、留学を含む海外研修支援、各種研修会やセミナーの実施、国際機関登用推進などを通じた涉外対応力のある人材の育成、そのネットワークの構築といった取り組みについて情報共有を図りつつ、これを推進し、国際的な法律業務に進出する弁護士を拡大し、支援する試みを進めている。

## 5 東京弁護士会の活動領域拡大に向けた取組み

### (1) 活動領域拡大に向けた取組みの現状

東京弁護士会は、弁護士の活動領域の拡大を推進させる目的で、2014（平成26）年9月、本部長を東京弁護士会会長とする弁護士活動領域拡大推進本部を発足させ、次のような活動に取り組んでいる。

ア 弁護士トライアル制度（お試し弁護士制度）

弁護士会が企業等と会員をマッチングし、法律事務所に籍を置く弁護士が、週のうち2～3日程度を企業内で執務する制度を設けることで、企業等に弁護士を雇用する有用性・必要性を知ってもらい、双方の心理的障害を取り除くことを目的とする制度である。

2015（平成27）年7月の制度発足以降、すでにこの制度を利用して、非常勤勤務の形態で弁護士を採用する自治体が現れているが、さらに利用促進を図るため、シンポジウム開催、制度利用に関心を有する企業、自治体、各種団体等に対する個別の説明などを行っている。

#### イ 在日外国人に対する法的サービスに関する調査

現在200万人いると言われる在日外国人に対する法的サービスが十分に提供されているかどうか、大使館、外国の在日商工会議所、外国人支援団体等を訪問調査し、不足する法的サービスの提供を検討している。現在、在日外国人から大使館や在日商工会議所等に対して多くの法的相談が寄せられていることから、大使館等との連携について検討しているところである。また、調査を行う中で要望があった団体において、在日外国人向けのセミナー（日本の司法制度や弁護士利用に関するセミナー）を開催している。

さらに、このような活動に取り組んできた過程で、在日外国政府関係機関からの要望もあり、海外から日本に進出してくる企業、及び日本から海外に進出する企業に対する法的サービス拡充を図るための連携を検討している。

#### ウ 法律相談業務に対するサポート

弁護士会が実施する法律相談の件数が減少していることから、相談会イベントの実施等を通じて、相談事業の認知度向上等のサポートを行っている。2015（平成27）年～2017（平成29）年には、東京ドームで開催されたイースタンリーグの試合のスポンサーになり、オーロラビジョンで弁護士会の広報ビデオを放映し、球場内通路で日弁連キャラクター（ジャフバくん）とともに弁護士会のパンフレットやグッズと合わせて無料法律相談チケットを配布するなどの広報活動を行った。

#### エ 少額債権サービシングに関する新方式の検討

従来はコスト倒れになるために個々の弁護士が受託できなかった少額債権の回収について、そのニーズを調査するために各種団体に対するアンケートを実施するとともに、採算性を高めるための一括受託等の方式を検討している。

#### オ スマートフォンを通じた市民への情報発信

中小企業経営者向けの法律情報の発信、及び会が提供している法律相談の情報提供をするためのスマートフォン用アプリケーション（名称「ポケ弁」）を開発し、リリースした。現在は、中小企業法律支援センターが中心となって、この「ポケ弁」を通じた情報発信を随時行っている。

#### カ AI（人工知能）に関する法律問題

2016（平成28）年度に立ち上がったAI（人工知能）部会では、行政機関や民間団体等との意見交換や勉強会を通じてAI開発や利用普及の実態を調査するとともに、AIに関する法律問題の検討を行っている。また、2017（平成29）年6月に東京ビックサイトで開催されたAI・人工知能EXPOに出展し、AI開発・利用等に関する法的問題の啓発と弁護士会の取組み紹介などを行った。

#### キ 宇宙に関する法律問題

2016（平成28）年度に立ち上がった宇宙法部会では、宇宙法に関する研究、民間団体等との意見交換を通じて、今後の宇宙開発や宇宙空間の利用等に関する法律問題の検討を行っている。2017（平成29）年11月には宇宙ビジネスを取り巻く課題と未来と題するシンポジウムを開催している。

#### ク 第三者委員会の設置運営に関する諸問題

2016（平成28）年度に立ち上がった第三者委員会部会では、第三者委員会が一般社会から信頼され、企業やステークホルダーにとって有用な組織として広く認知されるための方策を検討する活動を行っている。

#### ケ 終活に関する法律問題

2016（平成28）年度に立ち上がった終活部会では、終活（人生の終わりに向けて、前向きに準備する）にまつわる法的問題に対する支援のパッケージ等を検討している。また、終活や終活にまつわる法的問題を広く周知するために、落語を通じての広報や相談会の開催を検討している。

#### コ プロボノ活動等に関する評価等の問題

2016（平成28）年度に立ち上がったプロボノ部会では、弁護士によるプロボノ活動が広く一般社会に認知されるためのプロボノ活動に対する顕彰制度のあり方や広報活動等の是非や手段等について検討を行っている。

#### サ 自治体連携

領域拡大推進本部の自治体連携センターでは、自治体連携プログラムを策定し、各自治体を訪問して同プログラムの周知活動を行い、自治体との連携を検討している。

児童相談所への弁護士配置問題については、ワーキンググループを設置し、弁護士を児童相談所へ派遣して、常勤弁護士の役割について調査研究し、2017（平成29）年10月には、常勤弁護士のいる児童相談所と子どもの権利保障と題するシンポジウムを開催している。

また、空家問題に関しては、専門家が対応するための相談窓口を東京三会で設置し、自治体関係者を招いてのシンポジウム、意見交換会、勉強会等の開催等の活動を行っている。

### (2) 活動領域拡大に向けた今後の活動

弁護士活動領域拡大推進本部は、同本部と同時期に設立された東京弁護士会若手会員総合支援センターと連携し、情報を共有して活動している。弁護士の新しい活動領域を模索するにあ

たって若手会員の意見と活動力を得ることは必須であり、今後の活動も若手会員の力を結集して進めていく必要がある。また、活動領域拡大分野の調査や試行的な取り組みには、一定程度の支出が必要と見込まれることから、東京弁護士会が必要な予算を準備する必要がある。

弁護士会は、法的サービス利用者の期待に応え、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるべく、こうした弁護士の活動領域拡大に向けた取組みを一層推進していくべきである。